

議案第19号

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「末日」を「翌月の23日」に改める。

別表中第53号を第54号とし、第52号の次に次の1号を加える。

53	市税徴収指導員	月額250,000円を超えない範囲内で、任命権者が定める額	同上
----	---------	-------------------------------	----

別表備考第3項中「及び第35号から第53号まで」を「、第35号から第52号まで及び第54号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。